

新潟県民有林造林事業（森林環境保全整備事業、農山漁村地域整備交付金）実施要領

昭和 48 年 7 月 21 日 制定

最終改正：令和 4 年 6 月 24 日 林第 310 号

第 1 趣旨

民有林造林事業の実施については、次の各号に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

- 1 森林環境保全整備事業実施要綱（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 882 号 農林水産事務次官依命通知）
- 2 森林環境保全整備事業実施要領（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号 林野庁長官通知、以下「国保全要領」という。）
- 3 森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成 14 年 12 月 26 日付け 14 林整整第 580 号 林野庁整備課長通知）
- 4 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号 農林水産事務次官通知）
- 5 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号、21 農振第 2454 号、21 林整計第 336 号、21 水港第 2724 号、農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官、水産庁長官通知、以下「農山漁村要領」という。）
- 6 新潟県補助金等交付規則
- 7 新潟県林業関係補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）

第 2 補助対象事業

補助対象事業は、県要綱に掲げる次の事業とする。

- 1 森林環境保全整備事業
第 1 の 1、2 及び 3 の規程により行う次の事業
 - (1) 森林環境保全直接支援事業
 - (2) 特定森林再生事業（森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備、保全松林緊急保護整備）
- 2 農山漁村地域整備交付金
第 1 の 4 及び 5 の規程により行う次の事業
 - (1) 森林空間総合整備事業
 - (2) 絆の森整備事業
 - (3) 特定森林再生事業（森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備、保全松林緊急保護整備）

第 3 標準単価

標準単価とその適用については、別に定める民有林造林事業標準単価表のとおりとする。

第4 事業計画の承認等

1 実施計画の作成等

補助申請しようとする者は、別に指示する事業ヒアリングにおいて、翌年度の事業に関する実施計画を作成し、知事に提出するものとする。

2 事前計画の作成等

(1) 国保全要領の第2の4に基づく事前計画を作成した者は、当該計画対象地を所管する地域振興局長に提出するものとする。

(2) 前項に基づく計画の提出があった場合、農林振興部、農林水産振興部、津川地区振興事務所（以下「地域振興局担当所属」という。）は、行政組織規則第10条の規定に基づきその所管又は担当する区域について計画された事業が計画的かつ効率的に実施されるよう、次の事項等を確認し、必要に応じ、指導・助言を行うものとする。

ア 補助要件への適合

イ 森林作業道の開設予定路線の線形及び開設延長の妥当性

ウ 林内路網と施業予定箇所との位置関係、作業システム等の妥当性

エ 人工造林に当たり伐採作業と造林作業との連携の有無

第5 補助金交付事務

1 補助金交付申請

(1) 補助金交付申請は、第2の1、2の各号に掲げる事業ごとに行うものとする。

(2) 申請時期

ア 申請者は、原則として事業の終了後、県要綱に規定する期日までに補助金交付申請を行うものとする。（以下「事後申請」という。）

イ 事業の実施途中において補助金の一部交付を受けようとするものは、9月30日までに補助金交付申請を行うものとする。（以下「概算払申請」という。）

ウ 森林空間総合整備事業は、別に定める日までに補助金交付申請を行うものとする。（以下「事前申請」という。）

2 事業遂行のための報告等

森林空間総合整備事業以外の事業については別に定める造林事業予定調書の提出をもって、県要綱第11に規定する状況報告書の提出に代えるものとする。

森林空間総合整備事業については、9月末日現在において県要綱第11に規定する状況報告書を作成し、10月末日までに報告するとともに次により事業遂行のための報告を行うものとする。

(1) 補助金交付決定前着手

事業主体は、補助金の交付決定前に事業に着手する必要がある時は、第1号

様式による事前着手届を知事に提出するものとする。

(2) 工事着手・完了報告

事業主体は、工事に着手し、又は当該工事が完了した時は、それぞれ第2号様式による工事着手報告書、又は第3号様式による工事完了報告書を地域振興局長に提出するものとする。

3 検査

(1) 知事又は地域振興局長は、次の書類の提出があった場合は、当該施行地の検査を行う。

ア 補助金交付申請書（事後申請の場合）

イ 実績報告書（概算払申請、事前申請の場合）

(2) 検査については、「新潟県林業関係補助事業検査規程」（昭和48年11月新潟県告示第1591号）及び「新潟県林業関係補助事業検査要領」（昭和53年10月13日付け林第1310号）によるほか、「新潟県民有林造林事業竣工検査要領」（平成20年4月1日付け林第219号）の定めるところによる。

4 補助金の算出

知事又は地域振興局長は、竣工検査の結果に基づき査定及び補助金の算出を行う。

(1) 補助金額の算出

ア 第2の1の事業は、国保全要領の第1の1の(4)【森林環境保全直接支援事業の補助金算出規定】（【 】は国保全要領等の引用を簡潔に示すものである。以下、同じ。）、第1の2の(1)のエ【森林緊急造成の補助金算出規定】、第1の2の(2)のエ【被害森林整備の補助金算出規定】、第1の2の(3)のエ【重要インフラ施設周辺森林整備の補助金算出規定】及び第1の2の(4)のオ【保全松林緊急保護整備の補助金算出規定】により算出するものとし、補助率は県要綱の補助率を適用する。

イ 第2の2の事業は、農山漁村要領の別紙5の第5【農業用水保全の森づくり事業の補助金算出規定】、別紙6の第8の4【森林整備事業の補助金算出規定】及び別紙9の第5の1【漁場保全の森づくり事業の補助金算出規定】により算出するものとし、補助率は県要綱の補助率を適用する。

(2) 標準経費

標準経費は、標準単価に事業量を乗じて求める。ただし、第2の1の(2)及び第2の2の(3)における衛生伐については、新潟県森林病虫害等防除事業採択基準の運用に基づき求める。

(3) 査定係数

国保全要領の第1の1の(4)のウに掲げる査定係数【査定係数180、170及び90】の適用が異なる複数の施行地にまたがって開設される森林作業道については、査定係数のうち低いものを適用するものとする。

5 補助金の交付決定

(1) 知事は、4の結果に基づき、補助金の交付決定をする。

(2) 知事は、決定した補助金の額を補助金査定調書にとりまとめ、申請者に通知する。

6 補助金交付条件

(1) 事業主体は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

ア 補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内（国保全要領の第1の2の(1)、(2)及び(3)の事業【協定等により実施する特定森林再生事業】にあっては、事業の実施後おおむね10年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

イ 国保全要領の第1の1【森林環境保全直接支援事業】に掲げる事業のうち森林経営計画又は実施配分計画に基づいて行うものについては、森林経営計画の認定の取消し又は実施配分計画が取消しとなった場合は、交付を受けた補助金相当額（国保全要領の第1の1の(4)のウの(ア)及び(イ)に掲げる査定係数【査定係数180及び170】が適用される事業のうち森林経営計画又は実施配分計画に基づいて行うものについては、当該事業が国保全要領第1の1の(4)のウの(ウ)に掲げる査定係数【査定係数90】が適用される場合にあつては国保全要領の第1の1の(4)のウの(ウ)に掲げる査定係数を適用して算定される補助金相当額との差額）を返還すること。

ウ 補植、保育等成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。

エ 更新伐を行った場合、当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。

オ エに掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。

カ 「長期育成循環施業の実施について」（平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知）に規定する更新伐の個別林分型において立木

の材積が長期育成循環施業協定又は森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回る事となる伐採を行ったとき、又は長期育成循環施業通知に規定する更新伐のモザイク林誘導型において施業実施年度から起算して5年以内に伐区の隣接区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。

7 施行地の転用

申請者は、補助事業の施行地を補助金交付条件に反して森林以外の用途へ転用する場合は、あらかじめ第4号様式により知事に補助金相当額の返還を申し出なければならない。

ただし、「森林整備事業等の施行地等の転用等に伴う補助金等の返還措置要領」(平成19年8月22日付け19林整整第315号林野庁長官通知)第3の4【やむを得ない事由による転用等】の規定に該当するときは、補助金相当額の返還免除について、第5号様式により知事に協議することができるものとする。

8 施行地被害報告

- (1) 補助金受領者等は、補助事業の施行地が当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に気象災害等により本数率で30%以上の被害を受ける等、その機能を果たさなくなった場合は、知事に報告するものとする。
- (2) 報告様式は、「農林水産業被害報告要領」(昭和42年2月制定)第3表を準用するものとする。

第6 地域振興局担当所属の経由等

- 1 本要領において、知事に提出するとされた申請書等は、全て地域振興局担当所属を経由するものとする。
- 2 地域振興局担当所属は、行政組織規則第10条の規定に基づきその所管又は担当する区域の申請書等についてその内容を審査し、農林水産部林政課に提出するものとする。

附則

改正後の要領は平成15年10月1日から実施し、平成15年度以降の事業について適用する。

改正後の要領は平成16年9月1日から実施し、平成16年度以降の事業について適用する。

改正後の要領は平成17年9月1日から実施し、平成17年度以降の事業について適用する。

改正後の要領は平成18年4月3日から実施し、平成18年度以降の事業について適

用する。

改正後の要領は平成 19 年 4 月 2 日から実施し、平成 19 年度以降の事業について適用する。

正後の要領は平成 19 年 8 月 22 日から実施し、平成 19 年度以降の事業について適用する。

改正後の要領は平成 20 年 4 月 1 日から実施し、平成 20 年度以降の事業について適用する。

改正後の要領は平成 21 年 10 月 1 日から実施し、平成 21 年度以降の事業について適用する。

改正後の要領は平成 23 年 9 月 14 日から実施し、平成 23 年度以降の事業について適用する。

改正後の要領は平成 25 年 5 月 24 日から実施し、平成 25 年度以降の事業について適用する。

改正後の要領は平成 28 年 6 月 23 日から適用する。

改正後の要領は平成 29 年 4 月 3 日から適用する。

改正後の要領は平成 30 年 6 月 29 日から適用する。

令和元年 6 月 12 日から施行し、令和元年度事業から適用する。

令和 2 年 6 月 30 日から施行し、令和 2 年度事業から適用する。

令和 4 年 6 月 24 日から施行し、令和 4 年度事業から適用する。